

定款変更届出について

1. 概要

社会福祉法第 45 条の 36 第 4 項及び同法施行規則第 4 条に基づき、定款変更のうち次の届出事項に該当している場合は、所轄庁（加賀市長）への届出を行うこととなっています。

ただし、増改築及び土地の地積変更等、現行の基本財産に変更を加える場合は、定款変更認可申請の手続きになりますので、ご注意ください。

【定款変更届出事項】

- (1) 事務所の所在地が移転（変更したとき）
- (2) 基本財産（土地、建物及び現金）が増加したとき
- (3) 公告の方法を変更するとき

2. 定款変更届出の流れ

- (1) 定款変更内容を整理した上、加賀市担当者まで事前相談（電話、来庁どちらでも可能）を行う。
- (2) 理事会で評議員会の日時・場所及び議題・議案（定款変更に関する議案）を決定する。
- (3) 評議員会で定款変更内容について議決する。
- (4) 「定款変更届」を加賀市長あてに、必要な書類とともに 2 部ずつ提出する。

3. 提出書類一覧

- (1) 定款変更届（様式 1）
- (2) 理事会の議事録（写）
- (3) 評議員会の議事録（写）
- (4) 変更後の定款
- (5) 現行の定款
- (6) その他所轄庁が必要と認めた書類

※変更届出事項に応じて、その他提出資料を別途ご連絡します。